

計 画 書 (案)

東播都市計画特別用途地区の変更 (明石市決定)

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	備 考
大規模集客施設規制地区	約 179.7ha	(規制の内容) 大規模集客施設規制地区における建築物の規制は、建築条例による。
合 計	約 179.7ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由 別紙理由書のとおり

理 由 書

本市においては、大規模集客施設の立地による都市構造や都市基盤に与える影響を抑制するため、準工業地域において特別用途地区（大規模集客施設規制地区）を定めている。

このたび用途地域の指定に伴い、準工業地域が新たに指定される地域について、用途地域による規制との調和を図るため、特別用途地区を変更するものである。

変更前後対照表

種 類	面 積		備 考
	変更前	変更後	
大規模集客施設 規制地区	約 172.9ha	約 179.7ha	
合 計	約 172.9ha	約 179.7ha	